

政党機関誌に係るこれまでの経緯

	港区におけるこれまでの流れ
R6.3	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める請願
R6.10~11	職員アンケート実施・委員会にて結果報告
R7.4	港区役所庁舎管理規則の改正

- ・ 港区に続いて、職員アンケートの実施や結果の公表をする区が増えた。
- ・ 当初港区では「できない」と言われていた、解約希望者の取りまとめを行なう区が出てきている（新宿区、足立区）

職権消除

芝地区総合支所区民課

住民基本台帳における職権消除の実績（令和5年度～令和7年度）について

1 各年度の職権消除者数（消除事由別の内訳を含む）（単位：件）

	職権消除者数	内訳			
		不現住職権 消除等	誤記消除	異動取消	入管庁通知 消除
令和5年度	120	22	22	12	64
令和6年度	108	18	28	15	47
令和7年度	108	30	12	13	53

2 職権消除に伴い、既に交付した住民票や印鑑登録証明書含む証明書等を無効とした事例について、各年度でのそれぞれの対象者数及び理由

事例

- 二重国籍者が日本国籍を喪失していたことが判明。国籍喪失日に遡って住民票を職権消除。喪失日以後に交付した住民票の写し及び印鑑登録証明書は無効。
- 前住所地从、転出及び転出証明書は虚偽の届出により無効との通知あり、区への転入を取り消し、住民登録を消除。転入日以降の住民票の写しは無効。

対象者数及び主な理由（単位：件）

	件数	主な理由			
		二重国籍	虚偽等	錯誤	その他
令和5年度	5		2	1	2
令和6年度	2			2	
令和7年度	4	2	1	1	

3 職権消除に関する事務処理及び庁内情報連携に関する規定がわかるもの

職権消除に関する事務処理は、住民基本台帳の正確性を確保するため、住民登録を職権で消除する事務です。

庁内情報連携に関する規定については、特にありません。ただし、18歳未満の児童を含む世帯の職権消除にあたっては、実態調査の結果居住実態が確認できない児童がいる場合は、子ども家庭支援センターへ通告する取り扱いとしています。

個人でも使える補助金

補助金名	実績	担当課
住まいの防犯対策	R5（48件）→R6（72件）→R7（564件）	協働推進課
感電ブレーカー設置支援	R7（43件）	防災課
創エネ・省エネ機器等設置 （地球温暖化対策助成制度？）	R5（325件）→R6（392件）→R7（358件）	環境課
家庭用生ごみ処理機等購入	R5（145件）→R6（146件）→R7（127件）	清掃事務所

- ・ 年1回発行の「財政レポート」内の記載以外、補助金一覧がない
- ・ 一覧を見ることで初めて知る補助金・助成金が多い
- ・ 対象を大きく限定せず、個人で使えそうな補助金は 4/187

外郭団体見直しについてのヒアリング

R8.3 R8年度予算 総務費 補足資料より

「指導監督要綱を廃止すると財団のモラルが外れないか」

「好き勝手やろうとしている財団を、どうにか区の指導監督権限でどうにか抑えていた」

「人事給与制度の改正が財団から協議された時に、詳しい職員がいない場合は良し悪しを判断できない」

「区全体としてのフィルターをかけるべき」

「社協、シルバーともに他の自治体にもある全国組織であるが、財団は区独自の団体なので、地域振興課・財政課だけだと様々な判断は確かに難しい」

芸術センターに係る随意契約

港区立みなと芸術センター組合事務局等調整等支援業務委託：有限会社空間創造研究所

R8年9月 3定 要求資料のうち「仕様書」より抜粋

5 業務内容

(1) 組合事務局等調整支援業務

ア 会議等への出席及び資料確認と助言等

(ア) 発注者と組合事務局等との調整の場に同席し、舞台機構、舞台音響、舞台照

明設備等についての図面等設計・施工関係書類の確認及び助言を行うこと。調整の場への出席は、年間12回程度を想定。

(イ) 上記(ア)に付随して行われるセンターの納入仕様確認等のための特定業務代行者との協議のうち、劇場機能及び舞台機構、舞台音響、舞台照明設備等に関わるものについて、協議スケジュールを確認し、進捗内容の把握を行うとともに、必要に応じて協議の場に同席し、図面等関係書類の確認及び助言を行うこと。また、納入仕様の変更が生じる場合は、工事費内におさまるように調整を行うこと。協議の場への出席は、年間12回程度を想定。

(ウ) 特定業務代行者から提出される区専有部の総合図・施工図・製作図等を確認すること。調整の場への出席は、年間6回程度を想定。

(エ) 組合事務局から提出された舞台機構及び舞台音響、舞台照明設備等の見積書について、適正な水準となっているかを確認するとともに、金額推移管理を行うこと。あわせて、コスト低減に向けた調整及び提案を行うこと。

イ その他打合せ等の実施

センターの詳細設計等内容等管理・監修業務委託の受注者と、進捗状況等について、適宜打合せを行うとともに、建物全体の設計と舞台機構、舞台音響、舞台照明設備との取り合いについて確認を行うこと。

(2) その他の業務

ア 専門知識を有する人材等からの意見聴取等を行う必要が生じた場合、発注者と協議の上、意見聴取等を行うこと。なお、意見聴取に係る費用等は受注者の負担とする。

イ 他劇場の視察の際には、先方との連絡調整、視察への同行を行うこと。

ウ その他、業務の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

R8年9月15日 総務常任委員会資料 No.11より抜粋

3 港区立みなと芸術センターに関するコンサルタント一覧

委託事業者	委託内容	契約金額（単位：円）	
有限会社空間創造研究所	港区立みなと芸術センター施設計画や劇場機能及び舞台機構、舞台音響、舞台照明設備等に係る協議・図面確認等	令和8年度	15,841,100
		令和7年度	10,307,000
		令和6年度	18,322,700
		令和5年度	10,588,600
		令和4年度	15,609,000
		令和3年度	9,985,800
		令和2年度	8,950,700
		令和元年度	9,922,000
		平成30年度	9,971,640
		平成29年度	9,972,720
		平成28年度	9,971,640
		平成27年度	9,992,160
		平成26年度	9,386,928
		平成25年度	9,810,150

芸術センターに係る随意契約

港区立みなと芸術センター施工図等内容管理・監修業務委託：株式会社サトウファシリティーズコンサルタンツ

R8年9月 3定 要求資料のうち「仕様書」より抜粋

6 業務概要

施工図等関係書類について、発注者や再開発組合事務局等から提出された設計資料が、別紙3に示す要求水準を満たしていることの確認、検討をすること。

受注者は、発注者と再開発組合事務局等との調整の場に同席し、施工図等関係書類の確認及び助言を行うこと。また、受注者は、調整の前後に発注者及び再開発組合事務局等と施工図内容、整備スケジュール、進捗状況等について適宜確認し、その結果や工事の遅れが無いよう改善策などについて打合せを行うとともに、会議中の発言等を整理し、その内容について会議録の作成を行い、発注者に提出すること。

工事段階の調整及び検討は、下記の項目に基づき、最小限の費用で最大限の効果を得られるよう対応すること。詳細は発注者及び受注者が協議の上、決定する。

令和3年2月着工済みの高層棟新築工事における施工図等の確認及び工事の監理を行う。また、令和7年3月着工予定の中層棟新築工事における施工図等の確認も行う。ただし、監理については、再開発組合から出てくる書類の検査等であり、実際の工事の進捗監理は含まないものとする。

- (1) 土壌汚染対策費、埋蔵文化財調査費、解体工事費について、適正な水準となっているかの検証を行うこと。
- (2) スケジュール等についての確認及び助言
スケジュール等について、上記と同様検証を行い、その結果を発注者に報告すること。もし疑義があると受注者判断した場合は、発注者と協議し対応策について助言を行い、発注者とともに再開発組合事務局等と協議をすること。
- (3) 芸術センターの建物の躯体、構造等の確認及び助言
芸術センターに特有の舞台機構設備、舞台照明設備、舞台音響設備、その他舞台関連設備、一般設備に関する建物の躯体との取り合いを確認し、変更設計等の提案（図面（案）作成等含む。）等を発注者に行うこと。
- (4) プロジェクト進捗が効率よく推進するための前提条件の確認、管理体制や契約方法など適宜検討の上、発注者に報告すること。および解体工事等において工事中の金額推移管理と工事完了時の精算書の確認を行うこと。
- (5) 高層棟及び中層棟の施工図の確認を行う。

R8年9月15日 総務常任委員会資料 No.11より抜粋

3 港区立みなと芸術センターに関するコンサルタント一覧

委託事業者	委託内容	契約金額（単位：円）	
株式会社サトウファシリティーズコンサルタンツ	上記以外の港区立みなと芸術センターの実施設計、施工設計、建設工事の管理・監修	令和8年度	11,143,000
		令和7年度	11,000,000
		令和6年度	16,555,000
		令和5年度	12,694,000
		令和4年度	16,940,000
		令和3年度	11,000,000
		令和2年度	14,058,000
		令和元年度	9,240,000

芸術センターに係る随意契約

港区立みなと芸術センター開館準備業務委託：みなと文化パートナーズ

R8年9月 3定 要求資料のうち「仕様書」より抜粋

(5) 事業計画

ア プレ事業の実施

センターへの期待感を高めることを目的とした、プレ事業を企画し実施すること。なお、プレ事業の企画は、令和4年度から5年度にかけて実施したプレ事業を踏まえ、港区らしさや開館後のブランディング・オープニング事業に繋がるものとし、文化芸術を身近に感じ、広く区民に親しまれるものとする。

また、プレ事業の一環としての愛称・シンボルマーク等募集などについては、発注者と協力して検討すること。

なお、事業実施に当たっては、開館告知等広報活動を実施し、事前に発注者の承認を受けること。

イ 開館記念式典の準備への協力

センターの開館を記念して発注者が主催する開館記念式典の企画について、発注者と連携し、協力すること。

ウ 開館記念事業企画

こけら落とし公演などセンター開館時に開催する開館記念事業に向けた準備を行うこと。

エ 主催事業実施計画

令和9年11月の開館以降の主催事業について、企画・制作・招致等の準備を行うこと。

(6) システム計画

ア 各種システムの導入

チケットシステムや営業・広報システム、個人アカウント等、必要なシステムの導入等を図り、仕様を定め準備を進めること。

イ 施設予約システム、キャッシュレス決済端末の導入等への協力

施設予約システムやキャッシュレス決済端末を導入するに当たり、その仕様に関する協議等に十分に協力すること。

(7) センターの施設計画及び整備に関する支援

事業や施設運営方法等の検討内容について、適切に施設計画や整備にフィードバックさせるため、発注者、設計者、施工者、組合等が行う打合せに必要な応じて出席し助言を行うなど協力すること。

(8) 初度調弁計画作成支援業務及び発注図作成業務

センターで使用する備品等の初度調弁の購入を令和8年度から令和9年度にかけて発注者が行うに当たり、以下の業務を行うこと。

ア 初度調弁計画作成支援業務

センターの開館に際して、発注者が購入又は製造する舞台等に関する備品や一般的な什器等のほか、その他消耗品を含めた初度調弁について、一覧を作成し、詳細な金額見積を行うこと。また、発注時期や収納計画などもあわせて整理し、什器等も含めた計画作成の支援をすること。

なお、選定や発注・納品時期、収納計画に当たっては、発注者と調整すること。

イ 発注図作成業務

所作台等舞台関係の製作物について、令和8年度に発注するための図面を作成すること。作成に当たっては、指定管理者や発注者と調整すること。

10 再委託の禁止

(1) 仕様書で規定する業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。

(2) 業務の一部を第三者に再委託する場合には、再委託先の詳細なリストを作成し、あらかじめ発注者の承認を得るものとする。

芸術センター指定管理に求めた専門性

専門性を評価して選定した指定管理事業者
～その専門性はどこまで内部にあるのか？～

指定管理事業者 みなと文化パートナーズ

代表団体：Kissport財団

役割：企画制作
舞台技術
教育研究

構成団体：サントリーパブリシ
ティサービス株式会社

役割：営業
マーケティング
施設運営



再委託：企画
舞台技術業務など

中核とされる業務を再委託？

芸術センターに係る再委託協議

港区立みなと芸術センター開館準備業務委託：みなと文化パートナーズ

10 再委託の禁止

- (1) 仕様書で規定する業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。
- (2) 業務の一部を第三者に再委託する場合には、再委託先の詳細なリストを作成し、あらかじめ発注者の承認を得るものとする。

再委託 6件

再委託業務内容

港区立みなと芸術センターのデザイナーサイトの制作・保守運用を行う。
再委託する業務の割合は、0.93%。

再委託業務内容及び割合

主として、事業計画作成におけるプレ事業全般について、企画立案を主導するとともに、実施プロセスを監督し、適切な助言指導を行う。必要に応じ、出演者等の調整、実施時における、登壇、参加、進行、立ち会い、文章執筆等を行う。

再委託する業務の割合は、1.89%。

再委託業務内容及び割合

主として、みなと芸術センターの施設計画及び整備に関する支援、初度調弁計画作成支援業務及び発注図作成業務、センターの維持管理業務の準備を行う。

再委託する業務の割合は、0.57%。

再委託業務内容及び割合

主として、みなと芸術センターの施設計画及び整備に関する支援、初度調弁計画作成支援業務及び発注図作成業務、センターの維持管理業務の準備を行う。

再委託する業務の割合は、0.57%。

再委託業務内容及び割合

主として、みなと芸術センターの広報戦略の策定に向けた支援、対外的メッセージの構築に向けた支援、広報戦略に関わる業者や関係者の紹介を行う。

再委託する業務の割合は、1.04%。

再委託業務内容及び割合

主として、みなと芸術センターの施設運営方法の検討に関わる提案や助言、運営組織の計画、センターの施設計画及び整備に関する支援、初度調弁計画作成支援業務及び発注図作成業務、センターの維持管理業務の準備を行う。

再委託する業務の割合は、3.78%。

みなと芸術センター開館準備業務

(円)					
	当初予算額	予算現額	決算額		
人件費	63,921,000	37,014,100	36,590,108	当初	職員12名（通年7名、途中5名）
				決算	職員9名（通年5名、途中4名）
福利厚生費	11,655,000	5,955,737	5,865,930	当初	職員12分（通年7名、途中5名）
				決算	職員9名（通年5名、途中4名）
外部委託費	29,200,000	23,262,680	23,169,121	当初	通年4名（21,226千円）、短期・都度（7,972千円）
				決算	通年4名 【内訳】合計21,600,000円 ①合同会社ステージスタッフサルベージ／舞台技術統括／8,000,000円 ②相馬千秋／プログラムディレクター／4,000,000円 ③丸山武彦／舞台照明／4,800,000円 ④竹下亮／舞台音響／4,800,000円 短期・都度 【内訳】合計1,569,121円 パーソルテンプスタッフ株式会社／職員派遣／1,569,121円

		再委託協議書に記された業務委託
①	舞台技術統括（事業者）	施設運営方法の検討に関わる提案や助言、運営組織の計画、センターの施設計画及び整備に関する支援、初度調弁計画作成支援業務及び発注図作成業務、センターの維持管理業務の準備
②	プログラムディレクター（個人）	プレ事業全般について企画立案を主導・監督・助言指導…etc.
③	舞台照明（個人）	施設計画及び整備に関する支援、初度調弁計画作成支援業務及び発注図作成業務、センターの維持管理業務の準備
④	舞台音響（個人）	

指定管理選定時の再委託予定業務

R6 指定管理選定時の再委託契約予定先

26	委託内容	
	舞台技術業務委託	
	委託を行う理由	
	シアターやコモンスペースなど、専門的な諸室を安全安心して利用者に貸し出し、利用してもらうため。	
	委託予定金額	53,400,000 円
	委託予定先	(株)パシフィックアートセンター等
	委託予定先の所在地	中央区新富 2-8-1 金鷄ビル 6F
	委託予定先の選定理由	
	劇場やホール等で舞台技術業務を請け負った実績があり、安定した業務履行が可能である事業者を選定します。	

再委託予定事業者による落札など

本定例会 議案 1社入札

議案第84号 【総務部契約管財課】
物品の購入について（港区立みなと芸術センター舞台照明機器等）

本案は、港区立みなと芸術センター舞台照明機器等を購入するものです。

【内容】

- 購入の目的 港区立みなと芸術センターの開設に伴う舞台照明機器等の整備
- 購入品目 舞台照明機器 451台
及び数量 その他周辺機器等 一式
- 概要 令和9年11月に開設を予定しているみなと芸術センターの公演用として整備する舞台照明機器等を購入します。

【契約の概要】

- 契約方法 制限を付した一般競争入札による契約
- 購入予定価格 4億401万4,930円
- 購入の相手方 港区東新橋一丁目5番1号
パナソニックEWエンジニアリング株式会社東京本部

【購入予定物品】

舞台照明機器（例）
スポットライト



その他周辺機器等（例）
分散型調光器



本件物品の購入に、舞台照明機器等の設置に係る業務委託（金額1,285万4,270円）を含めた契約の締結を予定しています。

R6 指定管理選定時の再委託契約予定先

22	委託内容	
	舞台照明設備保守点検（映像用電源設備一部含む）	
	委託を行う理由	
	シアターには特殊な調光設備が多く、円滑な照明動作の保証と利用者の安全安心及び満足度の向上を図る必要があるため。	
	委託予定金額	13,638,240 円
	委託予定先	パナソニック EW エンジニアリング(株)
	委託予定先の所在地	港区東新橋 1-5-1 パナソニック東京汐留ビル 23 階
委託予定先の選定理由		舞台調光設備を安全安心に使用するため、設置事業者と契約します。

みなと文化パートナーズ契約変更

港区立みなと芸術センター開館準備業務委託：みなと文化パートナーズ

令和 8 年 3 月 12 日

(宛先)

港区契約担当者

港区長 清 家 愛 様

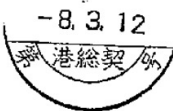
(受注者) 所在地 〒107-0052 東京都港区赤坂4-18-13
名称 港区スポーツふれあい文化健康財団内
氏名 港区スポーツふれあい文化健康財団
理事長 田中 秀司

承 諾 書

令和8年3月12日付 07 港契約第 0030000131 号の 3 により協議がありまし
た下記については、協議書の内容のとおり承諾いたします。

記

- 1 契約番号 07 港契約第 0030000131 号
- 2 件 名 港区立みなと芸術センター開館準備業務委託
- 3 変更内容 協議書のとおり



内 訳 書 (変更後)

品名又は業務名	規格・仕様	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)
港区立みなと芸術センター開館準備業務 (第1四半期)	別紙仕様書のとおり	期	1	57,440,410	57,440,410
消費税等		期	1	5,744,043	5,744,043
港区立みなと芸術センター開館準備業務 (第2～3四半期)	別紙仕様書のとおり	期	2	57,440,409	114,880,818
消費税等		期	2	5,744,040	11,488,080
港区立みなと芸術センター開館準備業務 (第4四半期)	別紙仕様書のとおり	期	1	22,401,061	22,401,061
消費税等		期	1	2,240,105	2,240,105
合 計					214,194,517

【仕様書に定めた支払方法】 第1～第3四半期：四半期ごとに前払
第4四半期：一括払い

16 支払方法

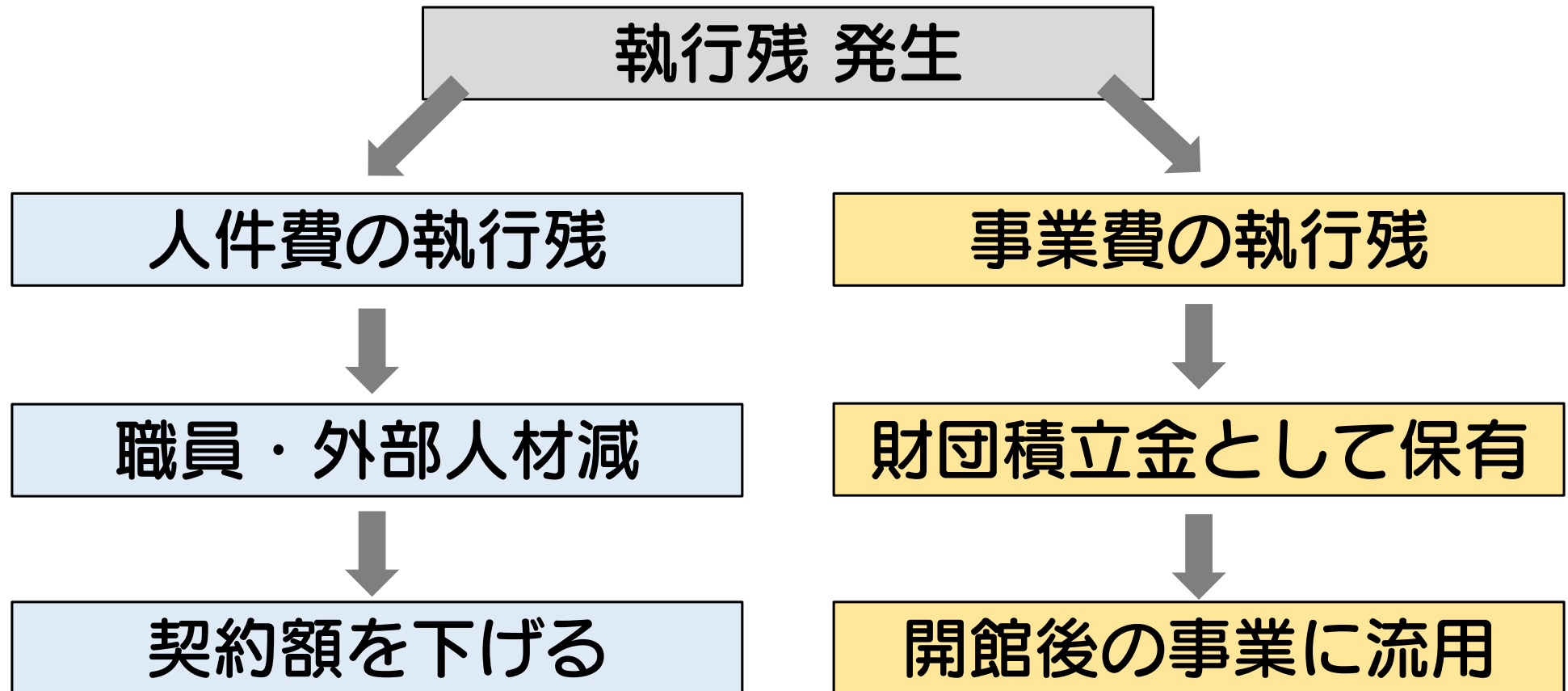
開館準備業務に関する費用については四半期ごとの前払いとし、受注者からの適法な請求に基づき請求書を受理した日から30日以内に支払うこととする。

ただし、第4四半期については、業務の履行確認後、受注者からの請求に基づき支払うものとする。

減額変更と積立金の整理

調整資料を元に整理

R7年度 みなと芸術センター開館準備業務委託



同じ委託業務の執行残でなぜ異なる扱いを？

みなと芸術センター事業推進積立金

1 設立の理由及び経緯

(1) 経緯

令和7年度の開館準備業務について、人件費及び事業費の執行残が見込まれたことから、区へ報告を行い、履行状況を踏まえて取扱いを整理しました。

本事業はみなと芸術センターの指定管理者予定者としての受託事業であり、開館後は指定管理者となることを念頭において、人件費と事業費とに分けて整理を行いました。

(2) 設立理由

人件費については、準備業務に携わる新規職員の採用の遅れや専門人材の市場動向等を踏まえた職員採用計画の変更により、計画の一部で採用・配置を行わなかったため、該当部分について委託料の減額変更を申し出ることとしました。

一方、事業費については、執行残をみなと芸術センターにおいて財団が主催する事業の原資とすることを基本方針とし、当財団において積立金として保有することとしました。

なお、財団の令和8年度第1回理事会（令和8年5月14日）において、「令和7年度公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団決算書について」の審議の中で、「みなと芸術センター事業推進積立金」を新たに積み立て、みなと芸術センター開館後の事業推進に係る経費に活用することを含めて報告し議決しました。

2 運用ルール

本積立金の特別な取り扱いとしては、開館後のみなと芸術センターの事業推進に係る経費に充当します。

また、設立の経緯を踏まえ、支出に当たっては区と事前協議を行い、事業計画を提出し、承認を得たうえで支出します。事業の終了後は速やかに区へ報告します。

本積立金に関する具体的な運用ルールについては、開館までに別途定めます。

減額変更と積立金の整理

調整資料を元に整理

R7.4.1	みなと芸術センター 開館準備業務委託契約
--------	-------------------------

R8.3.12	減額変更について協議 (人件費削減)
---------	-----------------------

協議書締結までに区は
積立を了承していた？

R8.5.14	財団理事会 (積立金新設を議決)
---------	---------------------

理事会も評議会も
指摘等はなし？

現在	運用ルール未策定 (開館までに策定)
----	-----------------------

結局運用ルールなし

港区立みなと芸術センター開館準備業務 R7年度積算根拠の詳細

R8年9月 3定 要求資料より

財団予算項目	内訳	合計金額	当初予算額
給与手当		63,920,500円	63,921,000円
	職員（11人分）	61,214,500円	
	本部人件費	2,706,000円	
福利厚生費		11,655,000円	11,655,000円
	職員（11人分）	11,061,000円	
	本部人件費	594,000円	
外部委託費		29,199,600円	29,200,000円
	外部委託（企画制作）	12,000,000円	
	外部委託（舞台技術）	12,226,800円	
	報償費	4,972,800円	
諸謝金		11,006,000円	11,006,000円
	テクニカル	2,530,000円	
	企画制作費	550,000円	
	記録・編集	440,000円	
	諸謝金（出演料、講師謝礼等）	4,810,000円	
	レポート執筆料	946,000円	
	通訳費	330,000円	
	調査研究費	1,400,000円	
旅費交通費		5,169,000円	5,169,000円
	旅費（職員研修、健診等）	591,000円	
	旅費（他劇場等視察）	320,000円	
	職員旅費（地内）視察	204,000円	
	職員旅費（地外）視察	1,700,000円	
	交通費	1,604,000円	
	滞在費	700,000円	
	交通・宿泊費	50,000円	
通信運搬費		1,741,000円	1,741,000円
	通信運搬費	1,081,000円	
	郵送費	440,000円	
	事業共通郵送費	220,000円	
消耗品費		11,461,000円	11,461,000円
	有料版AI	360,000円	
	消耗品費	8,276,900円	
	消耗品（コピー用紙等）	770,000円	
	資料収集	200,000円	
	事業共通消耗品	220,000円	
	地域連携経費等	220,000円	
	什器関連消耗品	204,600円	
	Vectorworks	709,500円	
	舞台技術用PC	500,000円	
修繕費		1,100,000円	1,100,000円
	改装費用	1,100,000円	

港区立みなと芸術センター開館準備業務 R7年度積算根拠の詳細

R8年9月 3定 要求資料より

前ページの続き

財団予算項目	内訳	合計金額	当初予算額
印刷製本費		5,872,000円	5,872,000円
	機関誌編集デザイン	220,000円	
	機関誌印刷	1,672,000円	
	広報費（印刷、デザイン等）	3,980,000円	
委託費		29,600,000円	29,600,000円
	公演料	4,000,000円	
	輸送費	990,000円	
	コンサート	2,000,000円	
	特注品図面制作委託	5,000,000円	
	web維持管理	1,000,000円	
	webプレサイト 本サイト	1,000,000円	
	webコンサル	1,000,000円	
	システム導入コンサル	1,000,000円	
	マーケティング費用	3,000,000円	
	本部運営費	330,000円	
	廃棄物処理	825,000円	
	施設管理経費	8,955,000円	
	ネットワーク回線（SPS）	500,000円	
賃借料		10,192,200円	10,193,000円
	賃借料	9,107,000円	
	キャッシュレス決済手数料（事業）	60,000円	
	キャッシュレス決済月額費用	79,200円	
	会場費	616,000円	
	管理・付帯備品	330,000円	
保険料		72,000円	72,000円
	保険料	50,000円	
	消耗品費・印刷費	10,000円	
	個人情報漏洩保険	12,000円	
租税公課		6,720,500円	6,721,000円
	印紙代	150,000円	
	租税公課費	6,570,500円	
負担金		65,026,424円	65,027,000円
	構成団体 人件費	48,801,837円	
	構成団体 管理費	10,736,404円	
	SPS 租税公課費	4,880,183円	
	負担金（参加費）	308,000円	
	チケット代・参加費	200,000円	
	町会、協会等負担金	100,000円	
合計金額			252,738,000円

港区立みなと芸術センター開館準備業務 R7年度積算根拠の詳細

R8年9月 3定 要求資料より

人件費の当初予算と予算現額の差について

当初予算では、人件費として、給与手当 63,921 千円、福利厚生費 11,655 千円、外部委託費 29,200 千円の計 104,776 千円を計上していました。

給与手当及び福利厚生費については、当初、職員 12 名分（年度当初から 7 名、年度途中から 5 名）を見込んでいましたが、実際の採用・配置状況は、職員 9 名（年度当初から 5 名、年度途中から 4 名）となったことから、年度内の所要額を見直し、予算を減額しました。

また、外部委託費については、年間を通じて業務委託を行う外部人材 4 名分と、必要に応じて短期的に外部人材を活用するための経費を計上していました。年間を通じた業務委託については概ね当初の想定どおりであった一方、短期的な外部人材の活用については、当初の想定ほど必要とされない見込みとなったことから、年度内の所要額を見直し、予算を減額しました。

負担金の当初予算と予算現額の差異について

当初予算では、負担金として 65,027 千円を計上しており、業界団体等への年会費、職員の視察・研修等に伴うチケット代・参加費等のほか、共同事業体の構成団体（サントリーパブリシティサービス株式会社（SPS））への支払いを見込んでいました。

SPS への支払いについては、当初予算では SPS の年間人件費及び一般管理費のみを負担金として計上していました。その後、業務の実施に伴い、SPS が直接執行した運営事務費については、会計上、実際の執行額に応じて SPS への負担金として支出することとしたため、約 14,300 千円を負担金として計上しました。

また、外部団体と共同で制作する事業に係る経費について、会計上、委託費ではなく負担金として支出することとなったものが約 4,700 千円ありました。

このほか、職員の視察・研修等に伴うチケット代・参加費等についても当初の想定を上回ったことから、これらを踏まえ、負担金の予算額を増額しました。

港区立みなと芸術センター開館準備業務 R7年度積算根拠の詳細

R8年9月 3定 要求資料より

令和7年度 当初予算額、予算現額、決算額における内訳詳細

(円)

	当初予算額	予算現額	決算額		
人件費	63,921,000	37,014,100	36,590,108	当初	職員12名（通年7名、途中5名）
				決算	職員9名（通年5名、途中4名）
福利厚生費	11,655,000	5,955,737	5,865,930	当初	職員12分（通年7名、途中5名）
				決算	職員9名（通年5名、途中4名）
外部委託費	29,200,000	23,262,680	23,169,121	当初	通年4名（21,226千円）、短期・都度（7,972千円）
				決算	通年4名 【内訳】合計21,600,000円 ①合同会社ステージスタッフサルベージ／舞台技術統括／8,000,000円 ②相馬千秋／プログラムディレクター／4,000,000円 ③丸山武彦／舞台照明／4,800,000円 ④竹下亮／舞台音響／4,800,000円 短期・都度 【内訳】合計1,569,121円 パーソルテンプスタッフ株式会社／職員派遣／1,569,121円

	当初予算額	予算現額	決算額		
諸謝金	11,006,000	11,006,000	8,312,000	当初	事業企画5,360千円、記録広報1,386千円、調査研究1,400千円、舞台技術2,530千円、通訳330千円
				決算	事業企画5,047千円、記録広報270千円、調査研究760千円、舞台技術2,235千円
旅費交通費	5,169,000	2,169,000	764,077	当初	研修・健診等591千円、事業検討等2,354千円、視察（近距離）等320千円、視察等1,904千円
				決算	地内旅費186千円、個別出張旅費577千円
負担金	65,027,000	85,027,000	84,221,404	当初	協会等100千円、参加費等508千円、構成団体負担金64,418千円
				決算	協会等28千円、参加費等803千円、構成団体負担金78,684千円、共同制作費4,705千円

人件費・管理費中心の負担金を増額

調整資料を元に整理

指定管理者選考時の 役割分担

サントリーパブリシティサービス
(SPS)

- ・ 営業、マーケティング、開拓
- ・ 施設利用

Kissport財団

- ・ 企画制作
- ・ 舞台技術
- ・ 教育、研究
- ・ 総務

当初予算の説明 負担金：6,502.7万円

負担金の主な積算内訳

SPS人件費：4,880万1,837円
SPS管理費：1,073万6,404円

負担金の大半を占める

負担金（参加費）：30.8万円
チケット代・参加費：20万円
町会/協会等負担金：10万円

開館準備の現状 負担金：8,422.1万

具体的な事業計画 未策定
貸館運営計画 未策定

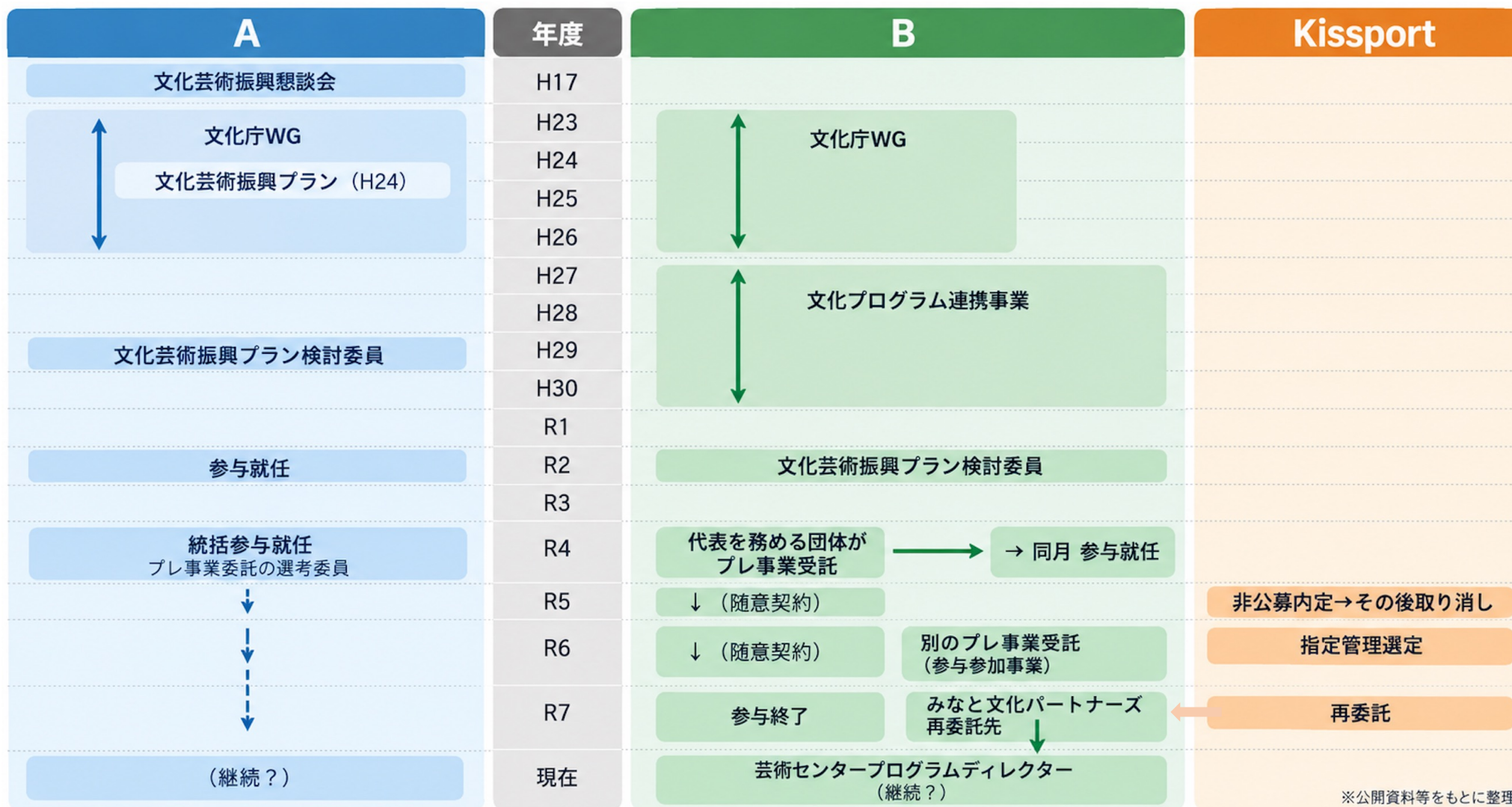
構成団体負担金：7,868.4万円
SPS人件費内訳：？
SPS管理費内訳：？
(提出されず)

直接執行運営事務費：1,430万円

共同制作費：470万円

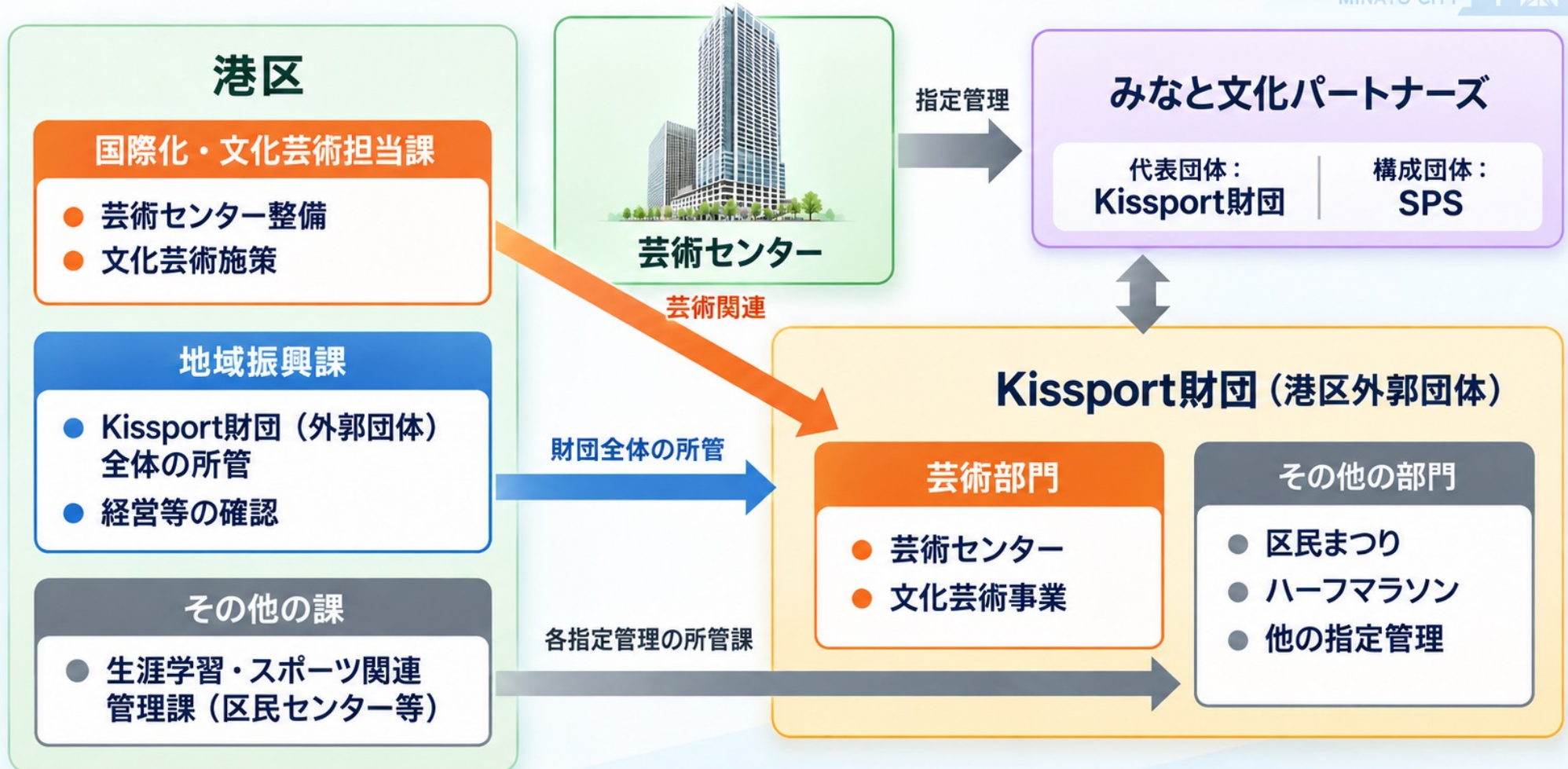
参加費等：80.3万円
協会等：2.8万円

第三者から見た独立性・透明性の疑義



みなと芸術センターをめぐる所管関係

MINATO CITY



指定管理事業が増えれば増えるほど、管理が複層的に

適正な予算管理、行政指導

10 公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団 R6年度財政援助団体等監査結果報告書 (R7.3)

【所管部局：文化芸術事業連携担当】

区は、公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団に対する補助金として665,921,551円を支出した。

(1) 事業計画の変更申請漏れについて《指摘事項》

公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団に対する助成に関する条例施行規則第7条第2号では、補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、補助対象事業計画変更等承認申請書（第5号様式）により、区の承認を得る旨を規定しているが、同財団は、区の承認を得ずに文化振興・生涯学習支援事業費から人件費へ予算を6,100,000円流用していた。

平成8年の同財団設立当初から事業を実施していたにもかかわらず、事業変更手続を怠ったことは極めて不適切である。また、所管課は、同財団を指導する立場にあるにもかかわらず、本監査実施まで気づかず、その責務を十分に果たしているとは言い難い。

所管課は、公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団に対し、当該条例施行規則に基づき、適正な事務処理を徹底するよう指導すべきである。また、提出された実績報告書等を十分に精査し、予算執行に基づく補助金の清算処理が適正に行われているか等について、内容を厳正に確認すべきである。

(2) 措置内容

今回の指摘事項については、令和7年1月24日に地域振興課長から公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団に対し、補助対象事業について、事業内容の変更、経費配分の変更及び事業を中止する場合は、事前に協議した上で、補助対象事業計画変更等承認申請書を提出し、承認を受けた後に、予算及び事業計画等を変更するよう指導しました。

その際、令和6年4月1日付けで定めた事業計画変更の取扱いについて、手続が必要となるケースや金額等に応じた手続を改めて確認し、会計業務担当者への周知やマニュアルの改正などについて、指導、徹底しました。

加えて、区では、改めて規則等の関係規定を確認するとともに、同財団から提出される実績報告書等について、注意して確認するポイントを整理し、引継書等へ記載しました。

今後は、引き続き、適切な予算執行が行われるよう同財団を指導するとともに、補助金の清算に当たっては、同財団から提出される関係資料を十分に精査し、適正な予算執行が行われるよう徹底してまいります。

令和7年3月21日

港区文化芸術事業連携担当部長

横尾 恵理子 様

公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団

事務局長 森 信二

令和6年度財政援助団体監査の指摘事項について

令和6年度財政援助団体監査の指摘事項について、下記のとおり、原因及び再発防止策をとりまとめました。今回の指摘を真摯に受け止め、今後、このような問題が再発しないよう、適正な予算管理を徹底してまいります。

記

1 指摘事項

公益財団法人港区スポーツ文化健康財団に対する助成に関する条例施行規則第7条第2号では、補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、補助対象事業計画変更等承認申請書（第5号様式）により、区の承認を得る旨を規定しているが、同財団は、区の承認を得ずに文化振興・生涯学習支援事業費から人件費へ予算を6,100,000円流用していた。

2 指摘事項に関する原因

職員の定着が進まない中、担当間の引継ぎが適切にできておらず、予算流用に関して事前に区と協議する必要があることが認識されていませんでした。最終的には、不足した人件費は支払いが必要な義務的経費であり、補助金の中で対応可能な額であったことから、担当職員に区へ事前相談しなくてはならないという認識が欠けていました。

3 再発防止策

今回の指摘を受け、本年2月25日に、区の補助金に関する条例等の根拠規程及び予算流用に関する一連の事務処理手順（決裁や区との協議など）について、会計業務を担当する企画経営課の全職員に周知するとともに、会計担当者マニュアルにもこの点を記載しました。

今後、二度とこのような問題が再発しないよう、定期的に条例等の根拠規程や会計業務に関する研修を実施するなど、適正な予算管理を徹底してまいります。